

平成２９年度
一般競争入札による市有財産
（駐車場用地）一時貸付けの案内書

平成２９年６月

川崎市財政局資産管理部資産運用課

目 次

ページ

◆ 平成２９年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの御案内	
1 趣旨	1
2 一時貸付物件（入札物件）	1
3 貸付期間（契約期間）	1
4 入札日程	1
5 一般競争入札参加資格	1
6 連帯保証人	2
7 一般競争入札参加申込みに必要な書類	2
8 連帯保証人に関する書類	3
9 契約上の主な条件	4
10 申込方法等	6
11 入札及び開札の日時、場所	6
12 入札の手続	6
13 入札の無効	7
14 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等	8
15 契約の締結等	8
16 貸付料	9
17 その他	9
◆ 物件調書	
◇ 物件調書について	10
◇ 物件番号 1	11
◆ 市有財産一時貸付契約書（案）	13
◆ 入札参加申込みから一時貸付物件の引渡しまでの流れ	20
◆ 提出書類（様式）	
◇ 入札参加申込書	21
◇ 事業計画書	22
◇ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書	23
◇ 連帯保証人となる旨の同意書	24
◇ 入札保証金提出書	25
◇ 入札書・委任状	26
◆ 関係法令	27
◆ 入札会場案内図	

平成29年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの御案内

1 趣旨

川崎市は、歳入の確保を目的とした暫定的な土地利用として、地方自治法第238条の4第2項第4号又は第238条の5第1項の規定に基づく一時貸付けにより市有財産の有効活用を推進しています。

本件は、借受人自らが一時貸付物件（入札物件）に自動車、自動二輪車等の平置駐車場施設を整備し、貸付期間中継続して当該駐車場を運営管理（月極、時間貸しの別は問いません。）する事業（以下「駐車場事業」という。）が行える事業者（借受人）と一時貸付契約を締結するため、一般競争入札（価格による競争）を実施するものです。

2 一時貸付物件（入札物件）

一般競争入札を行う一時貸付物件は、次のとおりです。入札は**物件ごと**に行います。

物件 番号	所在地（地番） （住居表示）	貸付面積 （㎡）	最低貸付料 （円／月）	入札保証金 （円）
1	川崎区富士見1丁目6-2 （川崎区富士見1丁目6）	1,243.48	450,000	490,000

3 貸付期間（契約期間）

平成29年10月1日から平成34年3月31日までの4年6か月間です。ただし、貸付人の事情により貸付期間の延長が必要になった場合は、貸付人と借受人とが協議の上、貸付期間を最長1年間延長することができます。この場合、貸付人は貸付期間満了の6か月前までに借受人に申し入れるものとし、延長期間は貸付人と借受人とが協議の上定めることとします。

4 入札日程

一般競争入札の申込みから契約締結までの日程は、次のとおりです。

項 目	日 程
入札案内書の配布	平成29年6月22日（木）から7月14日（金）まで
入札参加申込受付期間	平成29年7月12日（水）から7月14日（金）まで
入札保証金の納付期限	平成29年7月19日（水）
入札保証金提出書等の提出期限	平成29年7月21日（金）
入札及び開札	平成29年7月28日（金）
契約の締結期限	平成29年8月28日（月）

5 一般競争入札参加資格

- (1) 法人その他の団体であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 国税又は市税の未納がないこと。
- (6) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、駐車場事業を行う資力、能力等を有すること。
- (7) 平成27年度及び平成28年度において、前記2の一時貸付物件と同規模以上の駐車場事業の運営実績を有していること。
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (10) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

6 連帯保証人

債務履行のために、次の要件を備えた連帯保証人を立てていただく必要があります。

- (1) 川崎市内又は川崎市の近接市町村に住所又は事務所を有すること。
- (2) 年額260万円(年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額)以上の所得又は公簿価格200万円(年額貸付料が200万円以上の場合は、年額貸付料の額)以上の固定資産(償却資産を含む。)を有していること。
- (3) 国税又は市税の未納がないこと。

7 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込時に御提出いただく書類は次のとおりです。(1)、(2)の書類及び(3)の書類のうち「連帯保証人となる旨の同意書」は、参加する**物件ごと**に必要となります。また、(5)～(7)の書類は、**発行後3か月以内**に取得したもの(複写不可)を提出してください。

- (1) 入札参加申込書(本入札案内書21ページ)
- (2) 事業計画書(本入札案内書22ページ) ※土地利用計画図を添付してください。
- (3) 下記8の連帯保証人に関する書類
- (4) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書(本入札案内書23ページ)
- (5) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)
- (6) 代表者の印鑑証明書(法務局に届け出たもの)
- (7) 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)
- (8) 市税の納税証明書

ア 法人市民税（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

申込み時点において終了している事業年度のうち直近２事業年度分の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ１部提出してください。

イ 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成２７年度及び平成２８年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ１部提出してください。

(9) 財務諸表等の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち直近２事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書若しくは活動計算書又は収支計算書を提出してください。

※ 提出された書類は返却いたしません。また、上記書類のほかに資料の提出を求める場合があります。

8 連帯保証人に関する書類

連帯保証人について提出いただく書類は次のとおりです。

(1) 一般競争入札参加申込みの際に提出するもの

ア 連帯保証人が法人の場合

（ア）連帯保証人となる旨の同意書（本入札案内書２４ページ）

（イ）商業登記簿（履歴事項全部証明書）

（ウ）代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）

イ 連帯保証人が個人の場合

（ア）連帯保証人となる旨の同意書（本入札案内書２４ページ）

（イ）印鑑登録証明書

（ウ）身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市町村長発行）を提出してください。

（エ）登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出してください。

（お問合せ先）東京法務局後見登録課 電話０３－５２１３－１３６０

横浜地方法務局戸籍課 電話０４５－６４１－７９７６

(2) 入札受付の際に提出するもの

ア 連帯保証人が法人の場合

（ア）連帯保証人に関する前記７の(7)～(9)の書類

（イ）連帯保証人に関する国税の納税証明書（その２ 所得金額用）

発行後３か月以内に取得したもの（複写不可）を提出してください。

（ウ）連帯保証人に関する固定資産課税台帳記載事項証明書

発行後３か月以内に取得したもの（複写不可）を提出してください。なお、前記(イ)の書類で年額２６０万円（年額貸付料が２６０万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の所得

金額がある場合は、提出いただく必要はありません。

イ 連帯保証人が個人の場合

(ア) 連帯保証人に関する国税の納税証明書

いずれも発行後3か月以内に取得したもの（複写不可）を提出してください。

a（その2 所得金額用）

※ 連帯保証人が国税の納税証明書（その2 所得金額用）の発行対象者でない場合、平成28年分の住民税の課税額証明書を提出してください。

b（その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

(イ) 連帯保証人に関する市税の納税証明書

a 市民税・県民税（川崎市民の方のみ）

平成27年度及び平成28年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

b 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成27年度及び平成28年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(ウ) 連帯保証人に関する固定資産課税台帳記載事項証明書

発行後3か月以内に取得したもの（複写不可）を提出してください。なお、前記(ア)の書類で年額260万円（年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の所得金額がある場合は、提出いただく必要はありません。

※ 提出された書類は返却いたしません。また、上記書類のほかに資料の提出を求める場合があります。

9 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

当該一時貸付契約は、地方自治法第238条の5第1項の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、駐車場事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、指定用途に供するために必要な工事費、管理費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築すること。

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸すること。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

オ 一時貸付物件において公序良俗に反する行為をすること。

(4) 実地調査等

前記(2)及び(3)の履行を確認するため、川崎市が一時貸付物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

(5) 違約金

前記(2)～(4)の条件に違反した場合には、貸付料(契約金額)(算定式は本入札案内書9ページ「16 貸付料」を参照)の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払わなければなりません。

(6) 解約の申入れ

借受人は、やむを得ない事情がある場合、理由を付した書面により契約の解除を申し入れすることができます。当該申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行わなければなりません。

なお、既納の貸付料は返還されません。

(7) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付人の立会いのもと現況有姿で引渡します。

貸付期間が終了したときは、借受人は引渡し時点(直前の貸付期間から引き続き同じ一時貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点)の原状に回復して返還しなければなりません。ただし、貸付期間の終了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

なお、借受人が直前の貸付期間における借受人(以下「旧借受人」という。)と異なる場合は、必要に応じて、本件契約締結後速やかに川崎市及び旧借受人と原状回復に関する協議を行ってください。

また、引渡し後に借受人が埋設物の施工や工作物の設置を行った場合は、川崎市の指示により、速やかに埋設物の施工、工作物の設置に係る図面、写真等の土地利用状況に関する書類を提出してください。

(8) 自動販売機の設置

駐車場事業の一環として、貸付物件に自動販売機を設置できます。ただし、次の事項を遵守しなければなりません。

ア 設置台数は2台以下とすること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

エ 販売品は、飲料とすること。ただし、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできない。

(9) 近隣住民等への配慮

一時貸付物件を十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければなりません。

10 申込方法等

お申込みに当たっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を御自身で確認してください。

(1) 受付期間 平成29年7月12日（水）から平成29年7月14日（金）まで（祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地

川崎市財政局資産管理部資産運用課（明治安田生命川崎ビル13階）

電話 044-200-2083（直通）

※ 郵送による場合は、〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地としてください。

(3) 申込方法 前記(2)の受付場所に直接書類を持参又は郵送してください。なお、郵送による場合、平成29年7月14日（金）必着とします。事前に電話連絡の上、配達日等の指定のある郵便又はサービスを御利用ください。

11 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札受付 平成29年7月28日（金）午後1時30分から2時まで

(2) 入札及び開札の日時 平成29年7月28日（金）午後2時

(3) 入札及び開札の場所 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階会議室

JR「川崎駅」下車徒歩約12分 京浜急行「京急川崎駅」下車徒歩約7分

(4) 入札結果の公表

入札の結果（物件所在地、落札金額、相手方）は、開札後に市ホームページで公表します。

※ 郵送による入札は受け付けておりません。また、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので時間に余裕を持ってお越しください。

※ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできません。また、会場のスペースの関係上、入札（開札）会場への入室は、各社（者）2名までとさせていただきます。

12 入札の手続

(1) 入札保証金

ア 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。前記2で入札保証金納付額を御確認の上、平成29年7月19日（水）までに川崎市が発行する入札保証金納

付書により市の指定する指定金融機関等に納付してください。

イ 入札保証金提出書等の提出

次の書類を平成29年7月21日(金)(必着)までに財政局資産管理部資産運用課宛てに郵送又は持参により提出してください。期限までに提出がない場合は、入札参加を辞退したものとみなします。

(ア) 入札保証金提出書(本入札案内書25ページ)

所定の様式に必要事項を記載し、記名押印してください。

(イ) 入札保証金領収書の写し

前記アで納付した入札保証金領収書の写し(A4サイズ)を取ってください。

ウ 入札保証金の返還

落札されなかった方等が納付した入札保証金については、前記イ(ア)入札保証金提出書の「入札保証金返還」欄に記載された金融機関への口座振込みにより返還します。

なお、返還する入札保証金には利息は付しません。また、返還までに1か月以上を要する場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込書の写し

申込受付時にお渡ししたものを持参してください。

イ 入札書・委任状(本入札案内書26ページ)

所定の様式に必要事項を記載して記名押印してください。記載する入札金額は、1か月間の貸付料の金額となりますので御注意ください。なお、代理人の方(社員等の代表者以外の方を含みます。)が入札される場合に記載してください。代理の有無に関わらず委任状は入札書から切り離さないでください。

ウ 連帯保証人に関する書類

前記8(2)に記載されている書類を提出してください。

(3) 入札方法

ア 上記(2)の書類を持参し、入札開始前に受付を行ってください。

イ 入札開始前に入札書の記載事項等を再度御確認ください。

ウ 入札書を物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入し投函してください。

※ 投函した入札書・委任状等の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分に御注意ください。

※ 落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方は「くじ」を辞退することはできません。

13 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

- (2) 所定の日時までに入札保証金の納付のない者の入札
- (3) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字（アラビア数字とし、金額の頭初に「¥」を付したもの）をもって金額を表示しない入札書による入札
- (4) 同一物件の入札について、2 通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2 人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (7) 要領が不明確な入札書による入札
- (8) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (9) 最低貸付料（本入札案内書 1 ページ「2 一時貸付物件（入札物件）」に記載）に達しない貸付料で入札した者の入札
- (10) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

1 4 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等

最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高の価格をもって入札を行った方を落札候補者とします。落札候補者及びその連帯保証人について、前記 5 及び 6 に記載した資格を満たしているか否かの最終的な資格審査を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、資格審査の結果、落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、資格が認められる者を落札者として決定します。

1 5 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、平成 2 9 年 8 月 2 8 日（月）までに川崎市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。契約書（案）は、本入札案内書 1 3 ページから 1 9 ページまでのとおりです。なお、契約は総価（貸付料総額）で行い、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

※ 契約締結期限までに本件契約を締結しない場合は、落札は無効となり入札保証金は川崎市に帰属することになります。また、川崎市契約規則第 2 条に基づき、最長 3 年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがありますので、十分御注意ください。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結日までに契約保証金として契約金額（貸付料総額）の 1 0 分の 1 以上（円未満切上げ）を納付していただきます。なお、入札に当たって納付された入札保証金は、契約保証金の一部に充当しますので、その差額を納付してください。

イ 上記の契約保証金は、本件契約期間の満了後、貸付物件の原状回復を確認してから借受人（落札者）の請求に基づいて、利息を付さずに返還します。ただし、借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行せず、川崎市が本件契約を解除したとき、又は借受人（落札者）からの解約の申入れにより本件契約が解除されたときは、納付された契約保証金は川崎市に帰属することに

なります。

1 6 貸付料

貸付料の算定は、 $\boxed{\text{落札金額} \times 12 \text{ か月} \times \text{各年度における貸付期間の月数} / 12 = \text{貸付料 (年額)}}$

として、各年度の貸付料の合計額を貸付料総額（契約金額）とします。

また、貸付料は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、川崎市が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入の期限の日となります。

1 7 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 本市内で駐車場を管理する方は、駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップを実施するよう周知に努めなくてはなりません。

特に、駐車スペースが500㎡以上の駐車場を運営管理する方は、看板、放送、書面等により、周知を徹底してください（「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」による。）。

詳しくは環境局環境対策部大気環境課ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-1-4-0-0-0-0-0-0.html>

- (4) 本入札案内書に関するお問合せ先は、次のとおりです。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地

川崎市財政局資産管理部資産運用課（明治安田生命川崎ビル13階）

電話 044-200-2083（直通）

物件調書について

物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で十分な調査、確認等を行ってください。なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、**現況が優先**されます。

また、物件は、すべて**現況有姿での引渡し**となります。物件によっては、フェンス、木柵等の設置又は樹木等の植栽がありますが、これらの撤去等はいりません（費用は借受人の負担となります。）。ただし、物件調書に川崎市が撤去する旨の記載があるものを除きます。

＜物件調書の主な項目の見方＞

- 所在地
物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。
- 住居表示
住居表示は、住居表示が実施されている場合に街区番号までを記載しています。
- 貸付面積
物件の貸付面積を記載しています。
- 貸付期間
物件の貸付期間を記載しています。
- 用途
指定用途について記載しています。指定用途以外の使用はできません。
- 法令等に基づく制限
都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。なお、「―」は該当がないことを示しています。
- 私道の負担等に関する事項
私道等として使用、負担等する土地があるかについて記載しています。
- 供給処理施設の状況

「有」	物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。 なお、経年による劣化等により現状のままでは使用できない場合があります。
「可」	物件の敷地内には供給処理のための引込管等はありませんが、前面道路等に供給処理管等があるので、引込み等が可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込費用が必要となります。
「不可」	物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みができないことを示しています。

実際の引込みの可否、引込工事、費用等の詳細については、直接、各供給処理機関（問合せ先）にお問い合わせください。

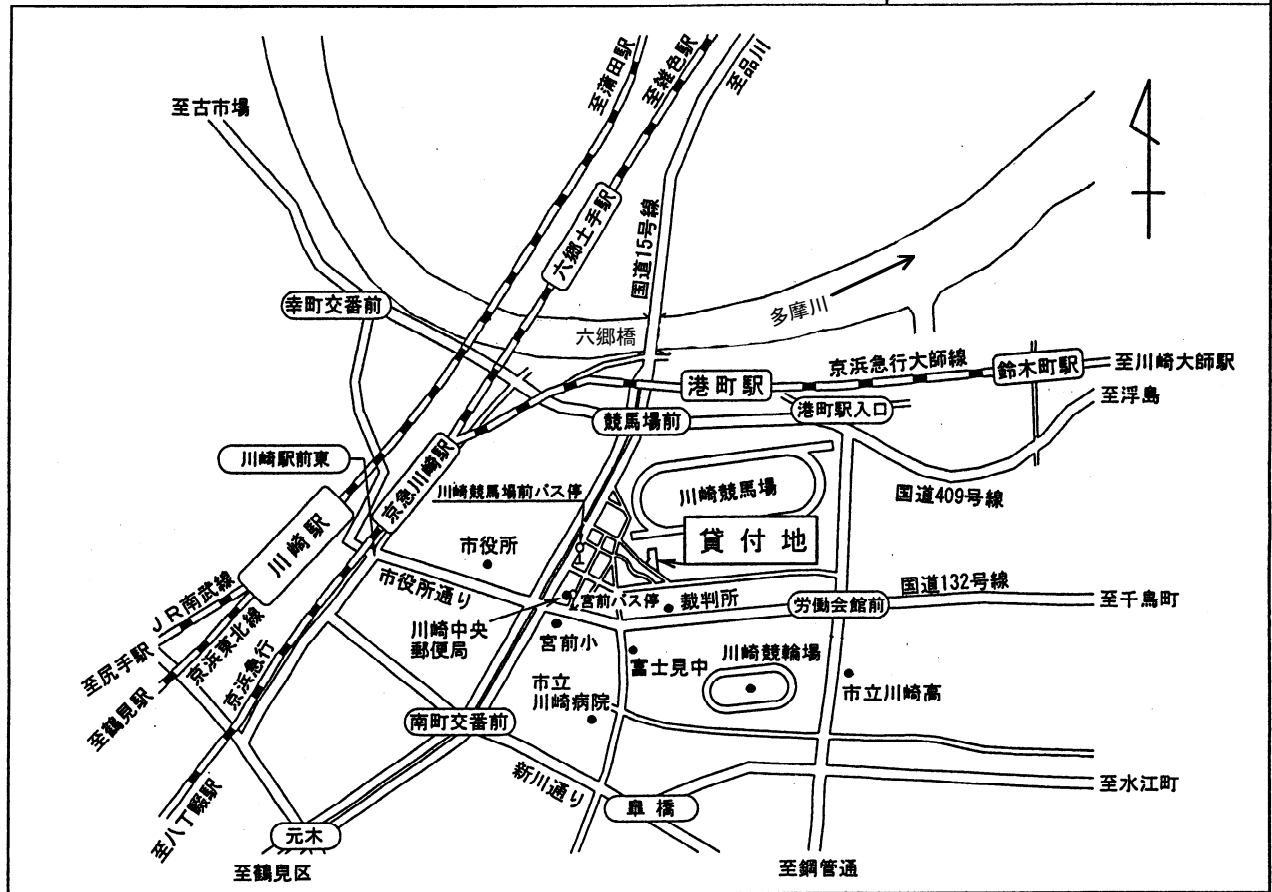
- 交通機関
 - ・ 鉄道、バスは、物件からの最寄り駅、バス停を記載しています。
 - ・ 物件の周辺に複数の駅等がある場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。
 - ・ 徒歩による所要時間は、80mを1分として換算しています。
- 留意事項
 - ・ 上記のほかに当該物件について、留意していただきたい点について記載しております。
 - ・ 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
 - ・ 留意事項に記載されている規制等の詳細については、直接関係各機関にお問い合わせください。

物 件 調 書

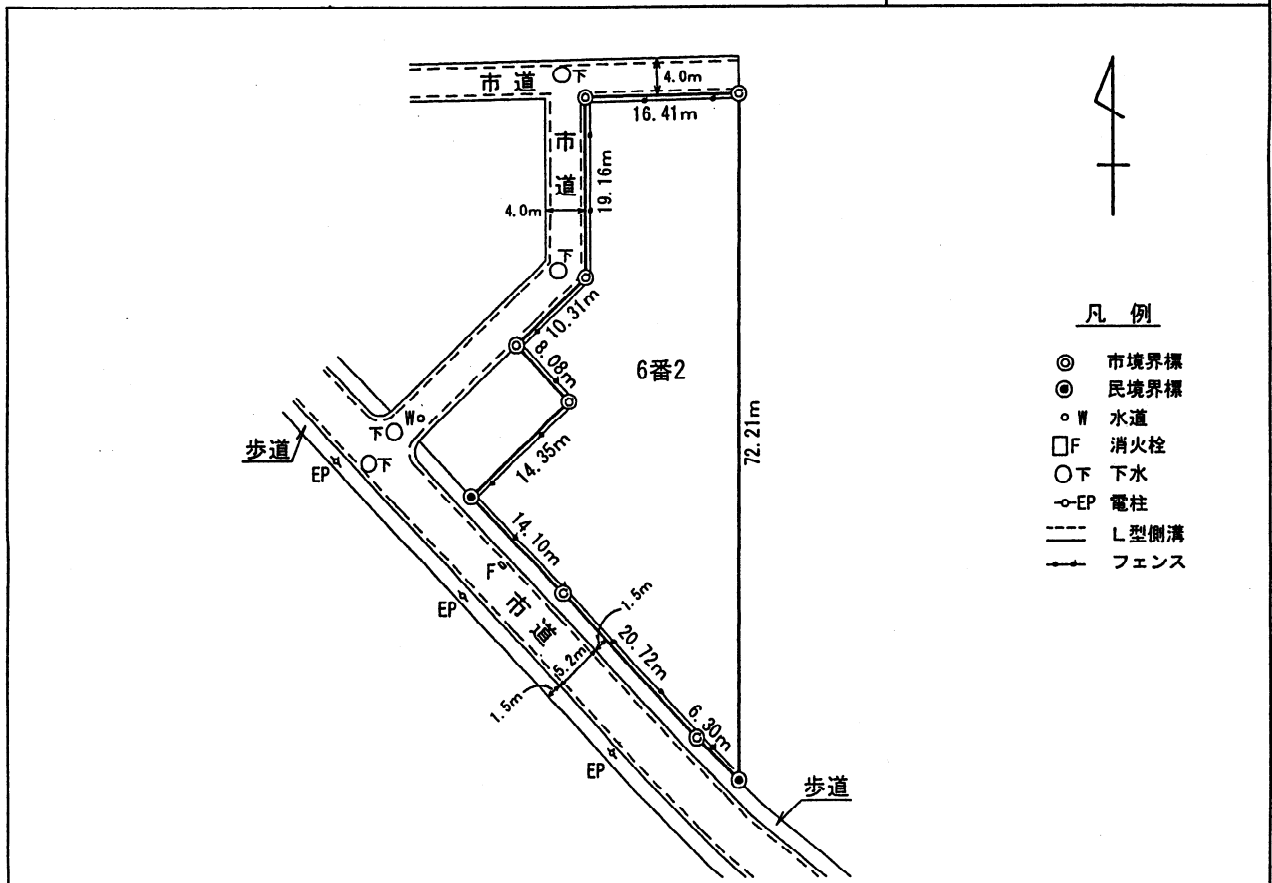
所 在 地	川崎市川崎区富士見1丁目6番2			最 低	450,000円／月
住居表示	川崎市川崎区富士見1丁目6番			貸 付 料	
貸付面積	1,243.48㎡	地 目	宅 地	形 状	不整形
貸付期間	平成29年10月1日から平成34年3月31日まで			用 途	平置駐車場
接面道路と敷地の関係	北側で幅員約4mの市道と、北西側で幅員約4mの市道及び南西側で幅員約8.2mの市道とそれぞれ等高で接面している。				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種住居	
	建ぺい率	60%	容 積 率	200%	
	防火地域	準防火地域	高度地区	第3種	
	外壁後退	—	その他制限	—	
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	無	負担等の内容	—	
供給処理施設の状況	供給施設	引込状況	事 業 所 名（問い合わせ先）		電 話 番 号
	上水道	可	川崎市上下水道局南部サービスセンター		044-544-5433
	下水道	可	川崎市上下水道局南部下水道事務所		044-344-4866
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター神奈川		0120-99-5771
	都市ガス	可	東京ガス(株)お客さまセンター		044-245-2211
交通機関	鉄 道	JR東海道本線「川崎」駅の東方約1.1km（直線距離）			
	バ ス	市バス・臨港バス「教育文化会館前」下車徒歩約5分			
・本物件は、ネットフェンスが設置してある現況有姿の状態引き渡し、引渡し時点と同規模同種のネットフェンスを設置した状態の原状（更地）に回復して返還しなければなりません。 ※供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。 ※土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。 ※当該地は平成29年9月30日まで駐車場事業者へ貸付中の物件です。					

物件調書、案内図及び現況図は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、物件調書、案内図及び現況図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

案内図



現況図





市有財産一時貸付契約書（案）

川崎市を貸付人、（ 落札者 ）を借受人、（落札者が指定する者）を連帯保証人とし、「平成29年度 一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの案内書」（以下「入札案内書」という。）に基づき、貸付人、借受人及び連帯保証人との間において、次の条項により、有償一時貸付契約及び保証契約を締結する。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

（一時貸付物件）

第1条 一時貸付物件は、次のとおりとする。

- (1) 財産名称 富士見1丁目地内市有地
- (2) 所在地 川崎区富士見1丁目6番2
- (3) 貸付面積 1, 243.48㎡

（貸付期間等）

第2条 貸付期間は、平成29年10月1日から平成34年3月31日までの4年6か月間とする。

ただし、貸付人の事情により貸付期間の延長が必要になった場合は、貸付人と借受人とが協議の上、貸付期間を最長1年間延長することができる。この場合、貸付人は貸付期間満了の6か月前までに借受人に申し入れるものとし、延長期間は貸付人と借受人とが協議の上定める。

（一時貸付物件の用途等）

第3条 借受人は、自ら一時貸付物件に平置駐車場施設を整備し、貸付期間中継続して駐車場を運営管理する事業（以下「駐車場事業」という。）を行うものとする。

- 2 借受人は、一時貸付物件を駐車場事業の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。
- 3 借受人は、一時貸付物件を指定用途に供するために必要な工事費、管理費その他必要な経費を負担しなければならない。

（貸付料）

第4条 一時貸付物件の貸付料総額（契約金額）は、金（落札金額×54か月）円とする。

- 2 借受人は、前項に規定する貸付料（以下「貸付料」という。）は、当初の年度分にあつては、貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに貸付人が発行する納入通知書によりその全額を納入しなければならない。ただし、納入通知書に記載された納入期限が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日までとする。

期 間		貸 付 料
平成29年度	平成29年10月1日～平成30年3月31日	<u>（落札金額 × 6か月）</u>
平成30年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日	<u>（落札金額 × 12か月）</u>
平成31年度	平成31年4月1日～平成32年3月31日	<u>（落札金額 × 12か月）</u>
平成32年度	平成32年4月1日～平成33年3月31日	<u>（落札金額 × 12か月）</u>

平成33年度	平成33年4月1日～平成34年3月31日	(落札金額 × 12か月)
合 計		貸付料総額 (契約金額)

- 3 貸付人は、第18条第1項に掲げる事由により本件契約を解除したとき又は第20条の規定により本件契約が終了したときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

(貸付料の改定)

第5条 貸付人は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

- 2 貸付人が前項の規定に基づき、借受人に対して貸付料の増額を請求したときは、貸付人と借受人とが協議の上、その額を決定するものとする。

(貸付料の延滞料)

第6条 借受人は、第4条第2項に規定する納入期限までに貸付料を支払わないときは、当該納入期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年14.5パーセントの割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第7条 貸付人は、借受人が納付又は納入した金額が、その納入時点において弁済期が到来している契約保証金、貸付料及び延滞料の合計額に満たないときは、延滞料、契約保証金、貸付料の順で充当する。

(契約保証金)

第8条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として金 (落札金額×54ヶ月の額の10分の1以上（円未満切上げ）の額） 円を、貸付人の発行する納付書により貸付人に納付しなければならない。

- 2 納付済みの入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当する。
- 3 第5条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、増額後の貸付料（契約金額）の10分の1を下回らないように、貸付料の増額の日から改定されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納付しなければならない。
- 4 貸付人は、第18条第1項の規定により本契約を解除したとき、借受人が第20条の規定により本件契約を解約したとき又は借受人が第21条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。
- 5 借受人は、前項の規定により契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。
- 6 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第21条第1項に規定する義務の履行（ただし書を適用する場合を含む。）を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納付されている契約保証金を借受人に返還する。ただし、第4項の規定により契約保証金が貸付人に帰属したときは、この限りではない。
- 7 前項の契約保証金には、利息を付さない。
- 8 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

(一時貸付物件の引渡し)

第9条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿で借受人に引き渡す。

2 前項の引渡しは、貸付人の立会いの上で行うものとする。

3 借受人が直前の貸付期間における借受人（以下「旧借受人」という。）と異なる場合は、必要に応じて、本件契約締結後速やかに貸付人、借受人及び旧借受人の三者の間で、当該一時貸付物件の原状回復に関する協議を行うものとする。

(かし担保責任)

第10条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第11条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築し、又は駐車場事業と関係のない工作物を設置すること。
- (3) 一時貸付物件を第三者に転貸すること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 一時貸付物件において公序良俗に反する行為をすること。

(修繕義務等)

第12条 貸付人は、一時貸付物件の修繕義務を負わないものとし、当該一時貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするために要する経費は、全て借受人の負担とする。

(滅失又は毀損の報告)

第13条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第14条 借受人は、借受人の責に帰する事由により一時貸付物件を滅失、又は毀損したときは、借受人の責任と負担において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第15条 借受人は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、前項の規定に従い一時貸付物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

(実地調査等)

第16条 貸付人は、債権の保全上必要があると認められるときは、借受人に対し、資産、経営状況等に関する報告を求め、又は帳簿その他の参考となるべき資料の提出を求めることができる。

2 借受人は、貸付人から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第17条 借受人は、第2条に規定する貸付期間中に、第3条、第11条又は前条に定める義務に違反したときは、第4条第1項に規定する貸付料（契約金額）の100分の30に相当する額（円未満切捨て）を違約金として貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項又は第22条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈してはならない。

(契約の解除)

第18条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 借受人が、納入期限後3か月以上にわたって貸付料の支払いを怠ったとき。
 - (2) 借受人が、第11条に定める禁止事項に違反したとき。
 - (3) 借受人又は連帯保証人が、本件契約に定める義務を履行しないとき。
 - (4) 借受人が、自己又は連帯保証人の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して虚偽の申告等があったとき、又は正当な理由がなく申告等を行わないとき。
 - (5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（借受人の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
 - (6) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 借受人が、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (8) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - (9) この契約に関して、借受人が、委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) この契約に関して、借受人が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
- 2 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い、第8条第4項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用は償還しない。
- 4 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 5 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することができない。

第19条 貸付人は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするときは、本件契約を解除することができる。

- 2 貸付人は、前項の規定により本件契約を解除したときは、本件契約に定める貸付料に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。
- 3 借受人は、第1項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害（原状回復に要する費用を除く。）が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

(解除の申し入れ)

第20条 借受人は、やむを得ない事情がある場合は、貸付人に対して、書面により本件契約の解除を申し入れすることができる。

- 2 前項の解除の申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行わなければならない。

(一時貸付物件の返還)

第21条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに一時貸付物件を引

渡しの時点（直前の貸付期間から引き続き同一一時貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点）の原状に回復して、貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同一一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了日
- (2) 第18条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
- (3) 第19条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
- (4) 前条の規定により借受人が本件契約を解除する場合 前条第2項で定める日

2 前項の返還は、貸付人の立会いの上で行うものとする。

3 貸付人は、借受人が第1項に定める義務を履行しないときは、貸付人においてこれを執行することができるものとする。この場合において、借受人は、第8条第4項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

4 貸付人が、貸付期間の満了後も当該貸付物件を引き続き貸付けその他の用に供する場合において、新たな借受人（以下「新借受人」という。）が借受人と異なることとなるときは、必要に応じて、貸付人、借受人及び新借受人の三者の間で、当該一時貸付物件の原状回復に関する協議を行うものとする。

（損害賠償）

第22条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。ただし、第14条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、借受人は本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額が第8条第1項に規定する納付済の契約保証金の額を上回る場合について、その上回る額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条 借受人は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することができない。

（契約の費用）

第24条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

（連帯保証人）

第25条 連帯保証人は、借受人が本件契約により貸付人に対して負担する一切の債務につき、借受人と連帯して履行の責を負うものとする。

2 借受人は、連帯保証人が次に定める資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てなければならない。

- (1) 川崎市内又は川崎市の近接市町村に住所又は事務所を有すること。
- (2) 年額260万円（年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の所得又は公簿価格200万円（年額貸付料が200万円以上の場合は、年額貸付料の額）以上の固定資産を有すること。
- (3) 国税又は市税の未納がないこと。

（住所等の変更の届出）

第26条 借受人及び連帯保証人は、その住所又は氏名（法人の場合にあつては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

（近隣住民等への配慮）

第27条 借受人は、第9条の規定による一時貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って一時貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように配慮しなければならない。

2 借受人は、一時貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

（自動販売機の設置）

第28条 借受人は、駐車場事業の一環として、貸付物件に自動販売機を設置できるものとし、次に定める条件を遵守しなければならない。

（1）設置台数は2台以下とすること。

（2）自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

（3）自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

（4）販売品は、飲料とすること。ただし、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできない。

（駐車場利用者等への対応）

第29条 借受人は、駐車場事業より発生するトラブル、苦情等については一切の責任を持って解決しなければならない。

（信義誠実の義務）

第30条 貸付人、借受人及び連帯保証人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（不当介入の排除）

第31条 借受人は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

（疑義の決定）

第32条 本件契約に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）等によるほか貸付人と借受人が協議の上、決定する。

（合意管轄）

第33条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、貸付人、借受人及び連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

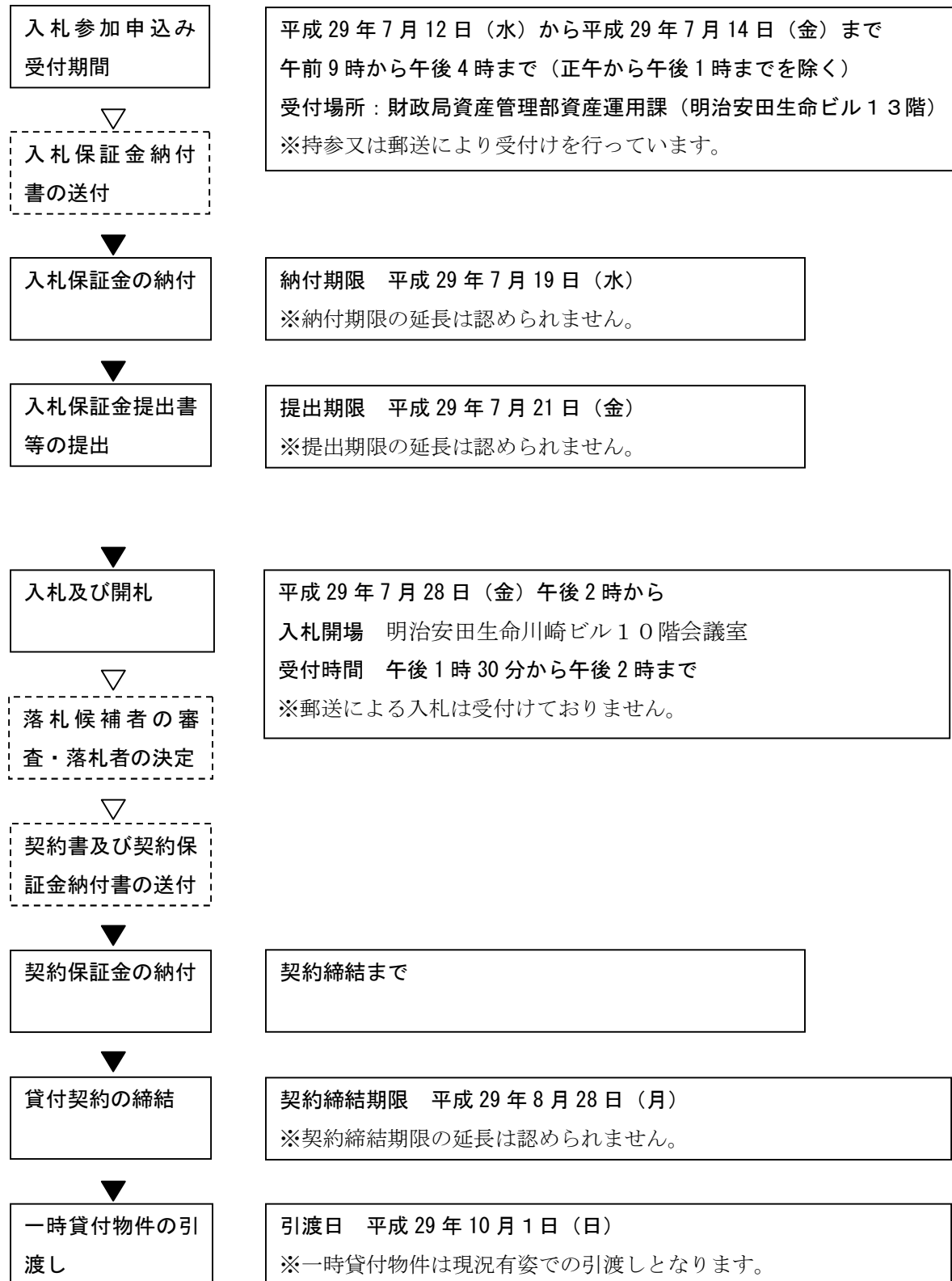
平成 年 月 日

貸付人 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

借受人 住 所
氏 名 （借 受 人）

連帯保証人 住 所
氏 名 （連帯保証人）

一般競争入札による市有財産（駐車場用地）一時貸付けの
入札参加申込みから一時貸付物件の引渡しまでの流れ



入札参加申込書

(平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け)

平成 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者(入札者)

住所又は 所在地	〒 ー 電話 ()
(フリガナ) 氏名又は 名称 代表者名	実印 

標記の一般競争入札に参加したいので、「平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私(当法人及び当法人役員等)は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

入札物件

物件番号	物件の所在地(地番)	貸付面積(㎡)
1	川崎区富士見1丁目6-2	1,243.48

※ 本入札参加申込書は、参加を希望する物件ごとに1枚提出してください。

※ 入札時は、本入札参加申込書(写し)を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付けの案内書」2～4ページの「7 一般競争入札参加申込みに必要な書類」及び「8 連帯保証金人に関する書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成29年7月28日(金) 午後2時
 - (2) 場 所 明治安田生命川崎ビル10階会議室
 - (3) 受付時間 午後1時30分から午後2時まで

事業計画書

(平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

平成 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者 住所又は
(入札者) 所在地
氏名又は
名 称
代表者名

実印



入札物件の事業計画は、下記のとおりです。

物件番号

1

1 どのような駐車場事業を行うのか、その事業内容を具体的に記載してください。

--

2 駐車場事業の過去2年間の運営実績(駐車場の箇所数及び収納台数)について記載してください。

--

3 土地利用計画図(駐車場レイアウト図)を添付してください。
自動販売機を設置する場合は、その位置についても記してください。

4 貸付期間満了時の物件の返還手順について記載してください。

--

(平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

(宛先) 川 崎 市 長

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報
を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

実印

実印

[illegible]

- ※ 入札者が個人の場合は役職名を記載する必要はありません。
- ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

連帯保証人となる旨の同意書

(平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

平成 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

同意者(連帯保証人)

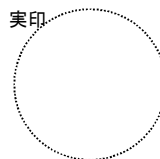
住所又は
所在地

(フリガナ)

氏名又は
名 称

代表者名

実印



連 絡 先

私は、「平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付けの案内書」に記載された内容を承知し、下記入札者が落札者となった場合には、その連帯保証人となることに同意します。

なお、私が川崎市へ提出する書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

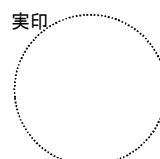
申込者(入札者)

住所又は
所在地

氏名又は
名 称

代表者名

実印



連 絡 先

入札物件

物件番号	物件の所在地(地番)	貸付面積(m ²)
1	川崎市川崎区富士見1丁目6-2	1,243.48

※ 入札案内書の「連帯保証人に関する書類」を添付してください。

入札保証金提出書

(平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地)一時貸付け)

平成 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者（入札者）

住所又は 所 在 地	〒 ー 電話 ()
(フリガナ) 氏名又は 名 称 代表者名	実印 

平成29年7月28日執行の市有財産（駐車場用地）一時貸付けの一般競争入札における入札保証金として下記の金額を提出します。

物件番号	1	物件の所在地	川崎市川崎区富士見1丁目6-2						
入札保証金の金額			百万			千			円
		¥		4	9	0	0	0	0

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を下記の返還先に振り込んでください。

(返還先)

金融機関名	銀行															支店	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ()																
口座番号																	
(フリガナ)																	
口座名義人 (請求人)																	

- ※ 1 入札保証金提出書は、物件ごとに提出してください。
- 2 入札参加申込者、入札者及び口座名義人（請求者）は、全て同一人としてください。
- 3 入札保証金の金額は、納付金額を記載してください。
- 4 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 5 入札保証金領収書の写しを添付してください。
- 6 入札保証金提出書の提出期限は、平成29年7月21日（金）です。

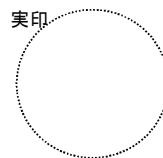
入 札 書

(平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け)

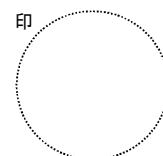
平成 29 年 7 月 28 日

(宛先) 川 崎 市 長

入札者 住所又は
所在地
(フリガナ)
氏名又は
名 称
代表者名



代理人 住所又は
所在地
(フリガナ)
氏名又は
名 称
代表者名



「平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件番号	1	物 件 の 所 在 地	川崎市川崎区富士見1丁目6-2					
金 額		百万		千			円	
(注) 1か月間(月額)の貸付料をアラビア数字で記載し、必ず金額の頭初に「¥」を記入すること								

- ※ 1 「¥」の記入のないもの、入札金額を書き損じたものは無効となります。
2 入札者の印鑑は、必ず実印を使用してください。
3 入札書は、物件番号及び氏名又は名称を記載した封筒に封入してください。

委 任 状

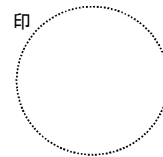
(宛先) 川 崎 市 長

私は、「平成29年度 一般競争入札による市有財産(駐車場用地) 一時貸付け」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者
(委任者) 住所又は
所在地
氏名又は
名 称
代表者名



代理人
(受任者) 住所又は
所在地
氏名又は
名 称
代表者名



- ※ 1 本委任状は、代理人が入札に参加する場合に記入してください。入札者本人が入札する場合は、記入する必要はありません。
2 入札者(委任者)及び代理人(受任者)の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。

参 考

地方自治法（抄）

（契約の履行の確保）

第234条の2

—————（省略）—————

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

—————（省略）—————

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

—————（省略）—————

- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

—————（省略）—————

（普通財産の管理及び処分）

第238条の5 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

参 考

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

川崎市契約規則（抄）

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

川崎市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（抄）

（契約の締結における事業者の責務）

第22条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあると思料するときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員又は暴力団経営支配法人等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業に関して書面による契約を締結する時は、その契約書に、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。ただし、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがないことが明らかなときは、この限りでない。

3 事業者は、前項の規定により契約書においてその契約を解除できる旨を定めた場合において、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、当該契約の定めに従い、当該契約を解除するよう努めるものとする。

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築、又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

酒税法（抄）

（酒類の定義及び種類）

第2条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（抄）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、飲料容器等の散乱を防止するための市民等に対する意識の啓発及び飲料容器等の回収容器等の設置に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

入札会場案内図

場 所 明治安田生命川崎ビル10階会議室
川崎市川崎区宮本町6番地

連絡先 川崎市財政局資産管理部資産運用課
川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）

電 話 044-200-2083

※ 車でのご来場は、御遠慮ください。

